

令和 5 年度三木町農業委員会総会 議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和5年度三木町農業委員会総会 議事録

(会期) 1日間
 (開催年月日) 令和5年5月22日(月)
 (会議時間) 13:30～14:25
 (開催場所) 三木町防災センター3階 大ホール
 (議題) 別紙のとおり

出席委員数 29名

農業委員

1番	松田	隆雄
2番	香西	茂知
3番	古市	哲
4番	藤沢	勇一
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
12番	白井	敏雄
13番	吉原	博
14番	中川	詰郎
15番	横山	良秀
17番	鎌倉	守
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

農地利用最適化推進委員

2番	三木	寛
4番	杉原	久雄
5番	戸井	康行
6番	寺尾	和俊
7番	日笠	幸光
8番	藤本	逞
9番	日笠	廣
10番	岩部	茂徳
11番	北岡	利幸
12番	土居	智也
14番	貞任	秋豊
15番	小倉	統一
16番	真鍋	守博

欠席委員数 6名

農業委員

10番	鎌倉	博之
11番	高重	浩二
16番	岡田	久

農地利用最適化推進委員

1番	市原	信夫
3番	岡	昌吾
13番	貞中	正明

事務局

1. 川田耕平課長補佐
2. 池田静代副主幹
3. 漆原翔平係長
4. 谷井直人主任主事

事議事内容

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 令和4年度農業委員会事業実績報告書について |
| 議案第2号 | 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について |
| 議案第3号 | 令和5年度農業委員会事業計画（案）について |
| 報告第1号 | 三木町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について |
| 報告第2号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等について |

13時30分 開会

事務局 失礼します。新任の貞中課長が体調不良となり、欠席となりましたので、事務局長の代理を課長補佐の私、川田が務めさせていただきます。まず始めに4月の人事異動におきまして事務局5名のうち、2名が異動となりましたので、ご紹介させていただきます。前任の平井事務局長に替わりまして、本日欠席しております、貞中事務局長となっております。また、前任の横山課長補佐に替わりまして、私、川田となっております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、令和5年度三木町農業委員会総会を開会致します。開会に当たりまして、高尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 みなさんこんにちは。今日は農業委員さんと推進委員さんの全体の総会が今日の最後となります。推進委員の皆さんにも3年間お世話になりました。この3年間はコロナがあって、1泊の研修旅行も行けず、色々な懇親会もできずに我慢してきて、やっと懇親会ができるかなとなってきますと残りの期もなくなって、残すところ3か月になりました。農業委員の方はあと3回審議会があるんですが、推進委員の皆さんにはあと3か月でまとめをお願いしなければならないしだいとなっております。その他、いろいろ農業委員さんの方には情報を入れているのですが、推進委員さんはなかなか一堂に集まる機会がなかったので、昨年から話題になっておりました、水田活用の5年ルールもやっと解決したみたいで。それから規制改革会議の一般法人化、土地を購入できるかどうかというあたりも多少先送りになっております。それと農地を買った場合に3年3作やれよという県の指導は去年の暮れからなくなりました。それから下限面積という最低4反、農地買うときに必要ですよ、これも4月1日からなくなりました。そういう形で農地法も変わってきました。また地域の方でいろいろな話題が出る時には、そういうふうになっているということでご指導をお願いしたいと思います。それでは、下限面積や3年3作がなくなったから、農地を買って、何でも使えるということではないです。農地法の第3条というのは農業する人の土地を買うということですので、買った農地を農地として大切に使うという法律の趣旨がありますので、そういう基本でご指導をお願いしたいと思います。それから関連して、今まで農地の相続とか問題が、農地法から個人の民法の方ではなかなかいかんかったんですけども、やっと民法の改正も何年かかけてやっていくということで、相続をした場合に相続登記をする義務、3年以内ということが明文化されたようでございます。できなかった場合は、過料がついてきますので、推進委員さん、農業委員さんを退任されてもそういうご指導をお願いしたいと思う所存でございます。最後になりましたけれども、先般、消防関係の功労ということで、鈴木委員さんが勲章を叙勲されたということです。この場となりますけれども、おめでとうございます。そういうことで、今日は最後のまとめの総会になりますけれども、進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、本総会の出席状況をご報告いたします。農業委員、推進委員合わせて35名中29名の出席となっておりますので、委員出席者の過半数の出席でありますことから、農業委員会規則第8条の規定によりまして本会が成立しておりますことをご報告いたします。続きまして、議題に移ります。規則に従い、議事進行につきましては、高尾会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長 はい。お手元に次第があろうかと思います。それに従いまして進めていきたいと思います。議案第1号で「令和4年度農業委員会事業実績報告について」、事務局よりお願いいたします。

- 事務局 失礼いたします。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきたいと思います。座って失礼いたします。お手元の令和5年度三木町農業委員会総会議案書をご準備ください。議案第1号「令和4年度農業委員会事業実績報告」の説明に入らせていただきます。1ページをご覧ください。【事務局、議案第1号を朗読】以上、議案第1号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 会長 続いて、議案2号まで説明を進めて質問を受付けたいと思います。議案2号も続けて報告をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。それでは、議案第2号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」についてご説明いたします。【事務局、議案第2号を朗読】以上、議案第2号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 会長 はい、ありがとうございます。議案第2号はちょっと字が小さくて見えにくいところがあるでしょうか。皆さん、老眼鏡はお持ちでしょうか。それでは、議案1号、2号について、4年度のまとめとなっていますので、ご質問はございますでしょうか。
- 小倉委員 すいませんけど、3ページの合計、令和2年度の1経営体、令和3年度の3経営体、今、経営体はどこの集落か、何を作っているか、わかりますか。それを教えていただきたいのですが。
- 事務局 はい、議案第2号の1ページの認定新規就農者、こちらの方は、イチゴの方が2人、ウマブドウの方が1人、あとは把握はできていないんですけども、5人の方がいらっしゃいます。5名の方が新規就農者として認定を受けて活動されています。令和3年度の新規就農者については、ちょっとデータの方を持ち合わせておりませんので、後ほど個別にご回答させていただきます。
- 小倉委員 経営体ということは農業に精通している方だと思いますが、その方は経営体ですが就労といえますか、実際に儲かっている経営体でしょうか。
- 事務局 認定新規就農者ですので、農林係の方がサポート指導をいたしまして、5年間、目標の収益をあげるためにサポートしていくために今のところ目標に向けて活動をされているところだと考えております。
- 小倉委員 ありがとうございます。
- 会長 その他にはありませんか。
議案1号の方の農業相談件数1件となっているんですが、農地の維持管理、これなんですけどもう少し詳細はわかるんですか。
- 事務局 こちらの場所の方が■■■■の道を挟んで斜向かいの農地です。■■■■の道を挟んでの北側のちょっと東寄りの農地で、甥っ子さんが草が生えているので困るので、草刈をしたいのだけでも所有者でないので難しいというご相談を農業相談の時に来ていただいて、シルバーをご紹介くださり、草刈に関しては対応ができたというご報告を聞いております。
- 会長 小川委員さん、例の所やな。
- 小川委員 どこかようわからんけどね。
- 会長 ■■■■の裏のそこ、草が生えとるから言われて1回見に行ったところか。

小川委員 あそこは刈っとったやないですか。

会長 そう、刈っとった。刈る前の話を。

小川委員 ■■■が持っとるとかい。

会長 その後は動いてないね。
最適化の方で、そこの■■■の南側は一時、農転の話がちらっと漆原君の前か、谷井君か。ちょっと来た時があるけど、その後、進展はないの。

事務局 進展はなくてですね。車屋さんの方から連絡がありまして、草が生えているので刈ってほしいという文書を送りましてですね。その後、送ったら共有名義だったんですけども、そのうちの方から草を刈りましたという連絡を頂きまして、今はもう草を刈ってからだいぶ経ってますので生えてきてはいますけれども、一回は草を刈ってくれています。

会長 大きいところでは田中の相続で揉めているところはそのままやね。相続関係が揉めたままになっているのは未だに残っているところはありますね。
よろしいですか。それでは続きまして、議案第3号、「令和5年度農業委員会事業計画（案）について」、事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号についてご説明いたします。【事務局、議案第3号を朗読】
以上、議案第3号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。議案第3号でございますが、令和5年度の事業の計画ということで、新たなものは目標地図ですね。これは令和4年、5年で新しくしていかないかんということで、質問は何かございますか。
目標地図の素案作りということで、タブレットとの関連性は。

事務局 今現在、タブレットの中で確認できる農地情報は数年前の情報で止まっておりますので、今年度の今月、来月にかけて、そのシステムの内容を更新していく予定であります。6月末、若しくは7月の頭には、タブレットで検索できる情報が最新になる予定でございます。間に合えば、今年度の農地パトロールの時期に実際に農地で情報に基づいて内容確認をしたりとか、黄色区分・緑区分の登録をしたり、作業を実施して行く予定といたしております。

会長職務代理 各集落へ入ってくるんですかね、普及所と農林課の方が。

事務局 普及所と農林課の方で地域の集単位落での会を開催しまして、そこに農業委員さんとか推進委員さんとか農業委員会事務局とかがオブザーバーということで案内が来るようになると思います。

会長職務代理 農業委員も区ごとに選出していただいているのだけれど、これは集落は小さく、小集落から入ってくるのか。田中の地区を大きく分けるのではなくて、小さい集落ごとに説明会をするのですかね。

事務局 こないだ普及所の方からお聞きしたのは、田中地区をだいたい5地区ぐらいに分けて、その内、ほぼほぼ意向が確認できる所は集落の会は開かずに実質4地区で開催するということはお聞きしています。開催日程等は普及所と農林課の方が決めるので、まだ何も情報は入ってきておりません。7月以降を予定されているそうです。

会長職務代理 こないだ普及所の太田主席の方から、そういう話を聞いたわけですけども。そういうことで田中地区はモデル地区ということで入ってくるんですね。田中地区の農業委員さん、最適化推進委員さん、ひとつよろしく願いせないかんですね

会長 もうちょっと、普及所とベースで打合せしとかないかな。地区の方と。田中地区でも大きい地区分けがあって、他に行こうとかいうのがあろうかと思って。そこらをどういう風に進めていくか。1回、進め方について打ち合わせを持つ必要があるみたいやね。これについては、コロナの前の井上地区で普及所に来ていただいて、やり始めたんだけど。各集落ごとに行っても、2人か3人しか集まらない言うんで。地区全体で農業団体の関係のメンバーを集めてどうやと。そうすると20何名集まって、いろんな意見がまた今度出すぎて、難しい側面があるね。そういうこともあるんで、1回、普及所と町でしましょう。
議案第3号について内容的によろしいですか。この中で下限面積の撤廃に伴う一層厳粛な審査というのがあるんだけど、これも何軒か問い合わせが来とるんですか。

事務局 すでに今月の定例会の案件から数件、3条の申請では下限面積、4反以下の申請は出てきているのですが、今、現段階で例えば農業移住のための申請であったりとか、都会から田舎の方に農業移住をしたいということで古民家の宅地を購入して、その横に併設している農地を買っている方というのは、当然、農地を持たれてないので、0ベースからのスタートとなります。ただ面積の方が小さい農地になるので、大きい機械を持ってなくても農業ができるという家庭菜園的な農業をされる方であったりとか、あとは先月の定例会で1件あった分譲地の隣の田んぼの売れた残地部分で進入路がなくて、そこに併設している農地、今、農地を持っている方にしか、そこは管理できない農地部分であったり、いくつかそういう申請が出てきているような状況です。

会長 議案第3号関係でとくにありませんか。

委員一同 (特に意見なし)

会長 それでは、これについては案が付いてますので、本会で皆さんの承認を頂くということにしたいと思います。本内容について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。従いまして、(案)は削除ということで進めます。あと、報告は2号が2件ありますね。続けて報告をお願いいたします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、報告第1号、第2号を続けて、ご説明させていただきます。【事務局、報告第1号、第2号を朗読】
以上、報告第1号、第2号の説明を終わります。以上です。

会長 細かい数字が並んでいますが。皆さん、利用権の設定とかいうところに農地中間管理機構を中心にとかという言い方をしている文章がちょこちょこあろうかと思います。基盤の方の相対で契約しよったんけれども、それは何年かするとさっきの地図と関係があるんだけど、それができあがると利用権の設定は農地中間管理機構が中心になってするというような大方針がでとるもんやから、事務局としてはこういう表現になってきとるんやと思います。ですから今やっている相対の契約というのは何年か後にはなくなる。基本的に農地中間管理機構が利用権の契約を進めて行くということになる。というようなことになるという様に理解しておいていただければと思います。それから新規就農者についても、農業全般のことについても県下的には農地中間管理機構が中心で行くんやというような、県としてはそういう捉え方で動いています。それから色々な資料を作るにもそういう形で農地中間管理機構が第1で県農業会議はそのフォローをしますよというような位置づけですね。そういう形になっていくような流れですね。この報告事項1号、2号なんですが、そういった内容のこと、今後の動きのことを書いてますんで、また追々、読んでおいてほしいと思います。なにかご質問ございますか。よろしいですか。

委員一同 (特に意見なし)

- 会長 それではご質問がないようであれば、以上、報告といたします。議題としては以上でございますが、その他何かございましたら。推進員の方も今季最後となりますので、何かありましたら。推進委員の方、任期が満了しても色々事務局に質問に来てもよろしいですか。そういうことで農地のことを柔軟に対応していただきたいと思います。では、その他もなければ事務局にお返しします。
- 事務局 失礼します。それでは伝達事項をお伝えします。令和5年7月19日の任期満了に伴う、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選がございます。農業委員さんにつきましては、3月議会で承認をいただきました19名の就任式を7月20日に開催予定といたしております。また、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農業委員さんの就任後、推進委員の就任を行い、7月28日に辞令交付式を開催する予定といたしております。詳細につきましては、おって文書にてお知らせしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。この後、15分程度の休憩を挟みまして、農業委員会5月定例会を開催いたしますので、農業委員さんにおかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。伝達事項は以上でございます。
- 事務局 それでは閉会にあたりまして、溝渕会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長職務代理 提案いたしました議題につきまして、議案第1号 令和4年度農業委員会事業実績について、2号議案、3号議案につきまして、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。おかげをもちまして、3号議案につきましては解決いたしましたこととお礼を申し上げます。また報告事項の2号でございますけど、活動記録簿につきましても事務局の方から去年から月6回というノルマもございましたけれども。なかなか大変だったと思います。私も地区が基盤整備をしている関係でそんなに動きはないわけでございますけど、本当に活動記録簿につきましては大変、私も困っているわけでございますけど。本年につきましてもまだ6月、7月ございますので、最適化推進委員の皆様につきましては、7月19日で任期が切れるわけでございますけど、まだ早いですけど、3年間、お世話になったわけでございます。今後ともひとつよろしく申しあげまして閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

14:25 閉会